

# 郵送による戸籍謄抄本等交付請求書

## <郵便請求する前に>

### ●コンビニ交付

マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニのマルチコピー機で現在の戸籍全部事項証明書と戸籍附票を取得することができます。1通150円（※除籍謄本や改製原戸籍謄本は対象外です。）

### ●戸籍証明書の広域交付

令和6年3月1日より顔写真付きの公的機関が発行したマイナンバー、運転免許証等をお持ちであれば最寄りの市町村の窓口で戸籍証明書の全部事項証明書（謄本）を取得することができます。（※但し、本人及び配偶者、直系尊属、直系卑属に限ります。）※個人事項証明者や抄本、戸籍附票は対象外です。

請求者	住所	〒 -		●返送先は下記②本人確認書類記載の住所です。 【戸籍法施行規則第11条の2第5号イ】
	フリガナ			
	氏名			
	電話番号			日中連絡できる時間帯( ~ ) ●請求内容等の確認が必要な場合に使用します。
	戸籍に記載されている方との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 父・母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ●本人・直系・現配偶者記載のもの以外は委任状が必要です。		
本籍地		宮崎県 都城市 北諸県郡		
筆頭者氏名		筆頭者生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	
使用目的		提出先		

### ◆下記の戸籍謄抄本等を請求します

<input type="checkbox"/>	戸籍謄本 (全部事項証明)	450円	通	⇒全員が消除の場合、除籍謄本となります。 (※必ず記入) 必要な方の氏名( )
<input type="checkbox"/>	戸籍抄本 (個人事項証明)	450円	通	(※必ず記入) 必要な方の氏名( )
<input type="checkbox"/>	戸籍の附票	300円	通	(※必ず記入) 必要な方の氏名( )
	※謄本・抄本に必ず〇を → 抄本		通	(※必ず記入) 必要な方の氏名( )
	(本籍地・筆頭者)必ず〇を → 有・無			
※附票の場合 _____ から _____ までの住所が必要。 ※住所によっては、2通(600円)になる場合があります。				
<input type="checkbox"/>	除籍・原戸籍	750円	通	(※必ず記入) 必要な方の氏名( )
	※謄本・抄本に必ず〇を → 抄本		通	(※必ず記入) 必要な方の氏名( )
<input type="checkbox"/>	身分証明書 (必要な者の氏名: )	300円	通	●相続関係の場合はこちらを記入してください。 (氏名 )の死亡による 相続手続きで(氏名 )の (出生・婚姻・転籍)から (婚姻・転籍・死亡)までの戸籍を( )セット。 ※必要な戸籍の通数には個人差があります。 ※1セットあたり手数料の目安として3,000円です。 手数料が不足する場合は別途、連絡いたします。
<input type="checkbox"/>	独身証明書 (直系外の委任状による代理取得不可)	300円	通	
<input type="checkbox"/>	その他の証明 ( )		通	
※最近2週間以内に戸籍の届出を出された方は記入ください。				
出生・婚姻・離婚・死亡・転籍・その他( )届を _____ 月 _____ 日に _____ 市区町村に届出。				
※請求する証明書の種類がわからない場合、どのような内容のものを必要としているか詳しく教えてください。				

◆◆◆こちらに下記②本人確認書類(委任状の場合、代理人の本人確認書類)のコピーをのりづけしてください◆◆◆

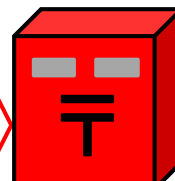
都城市役所市民課あて封筒に①～④を入れてポストへ投函

①  
この請求書

②  
本人確認書類のコピー  
【マイナンバーカードの顔写真面・  
運転免許証・保険証等】  
※現住所が記載されていること  
※マイナンバー記載面のコピーは不要です。  
※健康保険証の記号・番号・保険者番号は  
消し込みして下さい。

③  
定額小為替  
or普通為替  
【郵便局で購入】  
※何も記入しないで  
ください  
※切手・収入印紙では  
ありません

④  
住所宛名  
切手を貼った  
返信用封筒  
※返信用封筒の切手が郵便代に足りない場合、  
「不足分受取人払」にて返送いたします。



※申請内容により、「委任状」や「親族関係が確認できる戸籍のコピー」が必要な場合があります

※偽りその他不正の手段により書面の交付を受けた者は刑罰が科せられます。【戸籍法135条】